

# 資料編

茨城町第6次総合計画策定経過

茨城町総合計画策定条例

茨城町第6次総合計画の策定について（諮問）

茨城町第6次総合計画の策定について（答申）

茨城町総合計画審議会条例

茨城町総合計画審議会委員名簿

## 茨城町第6次総合計画策定経過

期 日	会議等	内 容
平成28年 8月24日	第1回策定委員会	●策定方針について
平成28年 9月 1日	庁議	●策定方針の決定
平成28年 9月 2日～ 平成28年 9月16日	「茨城町のまちづくりに関するアンケート調査」	●満18歳以上の住民3,000人（無作為抽出）を対象に実施
平成28年10月18日	第1回ワーキングチーム会議	●策定方針及びスケジュールについて
平成28年10月25日～ 平成28年10月28日	第2回ワーキングチーム会議	●第5次総合計画後期基本計画の進捗状況ヒアリング ・重点プロジェクト ・主な施策
平成29年 2月 2日	第2回策定委員会	●町民アンケート調査結果報告 ●第5次総合計画後期基本計画各施策に係る進捗状況報告
平成29年 2月20日	第1回総合計画審議会	●総合計画審議会委員の委嘱状交付 ●第6次総合計画の諮問 ●第6次総合計画策定方針について ●町民アンケートの調査結果について ●第5次総合計画後期基本計画の進捗状況について
平成29年 4月24日	第3回策定委員会	●総論・基本構想（検討原案）について
平成29年 4月28日～ 平成29年 5月12日	庁内調査（ワーキングチーム員）	●総論・基本構想（検討原案）の調整
平成29年 5月 2日	第2回総合計画審議会	●総論・基本構想（検討原案）について
平成29年 5月23日～ 平成29年 6月21日	庁内調査（ワーキングチーム員）	●基本計画（検討原案）の調整
平成29年 6月20日	第4回策定委員会	●総論・基本構想（検討原案）について
平成29年 7月28日	第3回総合計画審議会	●総論・基本構想（検討原案）について
平成29年 9月20日	第5回策定委員会	●基本計画（検討原案）について
平成29年 9月28日	第4回総合計画審議会	●基本計画（検討原案）について
平成29年10月17日～ 平成29年11月15日	パブリック・コメント（意見公募）手続	●第6次総合計画（案）について
平成29年10月18日	第6回策定委員会	●第6次総合計画（案）に係る住民説明会について
平成29年10月23日	住民説明会（長岡地区）	●長岡小学校体育館において実施
平成29年10月26日	住民説明会（川根地区）	●旧川根小学校体育館において実施
平成29年10月27日	住民説明会（上野合地区）	●旧上野合小学校体育館において実施
平成29年11月 2日	住民説明会（沼前地区）	●旧沼前小学校体育館において実施
平成29年11月 6日	住民説明会（石崎地区）	●旧石崎小学校体育館において実施
平成29年11月24日	第7回策定委員会	●住民説明会の実施結果について ●パブリック・コメント（意見公募）手続の結果について
平成29年11月29日	第5回総合計画審議会	●住民説明会の実施結果について ●パブリック・コメント（意見公募）手続の結果について ●第6次総合計画（案）に対する答申について ●第6次総合計画審議会答申
平成29年12月 1日	第8回策定委員会	●第6次総合計画の決定について
平成29年12月 6日	議会第4回定例会	●第6次総合計画「基本構想」について議案上程
平成29年12月15日	議会第4回定例会	●第6次総合計画「基本構想」について議案可決

# 茨城町総合計画策定条例

○茨城町総合計画策定条例

平成28年9月30日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、茨城町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における茨城町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の町の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画で示した基本方針や各施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、茨城町総合計画審議会条例(昭和45年茨城町条例第14号)第1条に規定する茨城町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

## 茨城町第6次総合計画の策定について（諮問）

茨 町 企 政 第 5 9 号  
平成29年 2月20日

茨城町総合計画審議会会長 様

茨城町長 小林 宣夫

茨城町第6次総合計画の策定について（諮問）

茨城町第6次総合計画を策定したいので、茨城町総合計画策定条例第3条の規定に基づき諮問します。

### 諮 問 理 由

本町は、平成20年12月に基本構想を含めた第5次総合計画を策定し、その後、平成25年3月に後期基本計画を策定してまちづくりを進めてきております。

この第5次総合計画の計画期間が平成29年度をもって終了するにあたり、10年間の茨城町の目指す町の姿やまちづくりの基本方針を明らかにし、町民とともにまちづくりを推進していくための指針となる新たな茨城町第6次総合計画について意見を求めます。

# 茨城町第6次総合計画の策定について（答申）

平成29年11月29日

茨城町長 小林 宣夫 様

茨城町総合計画審議会  
会長 栗原 完次

## 茨城町第6次総合計画の策定について（答申）

平成29年2月20日付け茨町企政第59号で諮問のあった標記の件について、茨城町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、別添「茨城町第6次総合計画（案）」として取りまとめたので答申いたします。

なお、この答申に基づく総合計画の計画推進に当たっては、下記事項に十分配慮の上、計画の確実な実現に向けて努力されるよう希望いたします。

### 記

- 1 町の将来像である「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現に向け、重点プロジェクトを中心に各施策を積極的に推進するとともに、施策ごとの数値目標である「ベンチマーク（成果指標）」の達成に向け、着実な進行管理に努められたい。
- 2 人口減少を食い止めるため、一つの分野における取り組みだけでなく、様々な分野における取り組みを一体的に進め、本町の特性・資源を最大限に生かしながら、人口減少の抑制及び定住・移住の促進に努められたい。
- 3 計画の推進に当たり、本計画及び施策の内容を広く周知し、町民や関係団体の参画・協働を促進するとともに、民間企業や大学等との連携・協力体制をさらに強化し、新たな時代の協働のまちづくりに向け進めるよう努められたい。

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

# 茨城町総合計画審議会条例

○茨城町総合計画審議会条例

昭和45年7月29日

条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、茨城町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、茨城町総合計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 団体代表
- (4) 町職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 茨城町新町建設審議会設置条例(昭和31年茨城町条例第69号)は、廃止する。

## 茨城町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
町議会議員	海老澤 忠	茨城町議会議長	
	田家 勇作	茨城町議会総務・経済建設常任委員会委員長	
団体代表	箭原 和敏	茨城町農業委員会会長	
	山西 忠	茨城町商工会長	
	栗原 完次	茨城町区長会長	会長
	萩谷 元男	茨城町教育長職務代理	
	伊藤 広子	茨城町女性会連絡協議会長	
	山口 美知子	茨城町交通安全母の会長	
	東ヶ崎 静仁	茨城町民生委員児童委員協議会長	
学識経験者	小川 哲哉	茨城大学教育学部教授	
	一ノ瀬 彩	茨城大学工学部助教	
	篠原 賢一	常陽銀行長岡支店長	
	平澤 協一	全国認定農業者協議会長	
	松野 聖史	茨城町商工会青年部長	平成29年2月20日～ 平成29年9月27日
	坪 正美	茨城町商工会青年部長	平成29年9月28日～
	山口 成子	J A水戸茨城支部女性部長	副会長

第1章 総論

第2章 総論

第3章 総論

第1章 基本構想

第2章 基本構想

第3章 基本構想

第1章 基本計画

第2章 基本計画

第3章 基本計画

第4章 基本計画

第5章 基本計画

第6章 基本計画

プロジェクト 重点

資料編

**茨城町第6次総合計画**  
**《いばらきまち未来への道しるべ》**

発行：平成30年3月

発行者：茨城県茨城町

編集：町長公室企画政策課

〒311-3192

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

TEL：029-292-1111（代表）

URL：<http://www.town.ibaraki.lg.jp/>







IBARAKI TOWN

茨 城 町